

広島県告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年四月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市沼隈町大字上山南字黒瀬東九四の一・一〇七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）